

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	04県央	01地域福祉施策	01民生委員	民生児童委員について	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員活動は、一人当たり相談件数も増加し、内容も複雑になっている。 ・民生児童委員の定数を減らすという話もあるが、当分は現状数でお願いしたい。また、活動状況を考えると、報酬のアップをお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の方の相談件数の増加、福祉制度の多様化に伴い、相談内容も複雑・多様化し、非常に苦勞されていることは承知している。 ・しかしながら、委員の定数についても維持していくのがやっとの状況があり、報酬についても今後皆様方の声を聞きながら検討していく考えであるので、ご理解頂きたい。 	2011/3/11「これからの民生児童員のあり方に関する検討会」を設置。検討会において、定数、活動、報酬等について総合的に検討することとしている。	地域福祉課
2	04県央	01地域福祉施策	02地域福祉活動	C SWへのフォローアップ研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・C SW養成研修で、県央地域は何名養成されたか。 ・他地域での活動状況を教えてほしい。 ・要援護者の地域での生活支援やセーフティネットの体制づくりを行うC SWの養成要件、資格要件等を示して貰いたい。県央での活動状況も教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・C SW：コミュニティソーシャルワーカーとは、地域住民に対する福祉サービスや生活課題の解決等の調整を行う。平成20年度には年間122名養成。市町村社協の職員が主で、多くは県社協で養成を続けている。県央地域では、平成20年までのところで、大田市で7名、川本町で2名、美郷町で2名、邑南町で3名の計14名である。 ・C SWとは、コミュニティソーシャルワークの実践者であり、コミュニティソーシャルワーカーという職種があるわけではない。養成課程でスキルを身に付け、それぞれの業務の中で実践しているものと承知している。事例をあげると、松江市の地域包括支援センターが行っている独居高齢者宅のゴミ出し支援、出雲市社協が行っている認知症高齢者の徘徊発見システムのなどは、C SWが中心となり、構築されたものである。 ・C SWの養成要件、資格について：受講対象者①市町村社協において、地域福祉活動推進部門を担当する職員②地域包括センターにおける社会福祉士・主任介護支援専門員③社会福祉施設等において地域福祉関係を担当する職員の方を対象にしている。 ・平成21年度にはC SW養成研修受講者を対象に、さらに実践力強化研修を開催し、36名の方が参加している。また、これらの方が自主的にコミュニティソーシャルワーク実践研究会というものを作り、活動を重ねている。 	回答のとおり	地域福祉課
3	04県央	01地域福祉施策	04その他	権利擁護事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・川本町社協は、基幹社協として権利擁護事業を行っている。美郷町と、邑南町も含め権利擁護事業を行っているが、非常に広範囲。中国5県では自治体で権利擁護事業を行っていないのが島根県と鳥取県と聞いている。権利擁護事業はそれぞれの自治体で行い、財源は一般財源化して貰いたい。 ・生活支援員も身分はそれぞれの基幹的社協職員ということになり、非常に不自然な形である。それぞれの自治体が責任を持って社協に財源を保障し、その中で社協が要支援者に対してサービスを提供していくという事が望ましい姿ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域の生活支援員さんについては、対象の方をたくさん抱えてご苦勞されているという話は伺っている。 ・川本町社協に限らず、他圏域の社協や県社協などの実態や他県の様子も含めて、話を聞いてみたい。 	今後検討予定	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
4	04県央	02地域医療対策	01医療提供体制	救急車及びヘリによる搬送について	<ul style="list-style-type: none"> 救急車はその地区を主体として搬送されており、もし自分が広島、江津、浜田の医療機関をかりつけ医としていた場合でも、公立邑智病院に搬送され、応急処置をした後、他の医療機関に搬送される。遠くても適切な治療が可能な病院へ直接搬送できないものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状においても、症状等ケースによっては、近くの病院を通り越して一番適切な治療を受けられるであろうと思われる病院に運ぶ場合もある。 こうした動きは、来年度ドクターヘリを導入しようと調整を進めていることにも繋がっている。導入されれば、大田圏域でも広域的な搬送などはかなり頻繁になると予想される。救急車の動き以上に迅速に適切な医療が提供できるような、圏域を越えた医療機関への搬送が増えてくるのではないかと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国5県でヘリコプターを活用した広域搬送の検討を進める等、圏域を越えた連携の協議を進める。 	医療政策課
5	04県央	02地域医療対策	01医療提供体制	医師不足による過重勤務について	<ul style="list-style-type: none"> 先日、益田市立休日応急診療所の件がTV報道されており、日祭日には開業医の協力を得て診療が行われており、益田日赤病院医師の負担が軽減されたとの報告であった。 医師不足が深刻な中山間地でも、このような方法を取り入れていくことは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年からの益田市に益田市立休日応急診療所が出来、医師は市内の開業医が交代で当番に当たる。こうしたやり方は、益田市の他、浜田市や出雲市で設置されている。 その他、休日診療所という形ではなく、日祭日に複数の開業医が当番で診療を行う在宅当番医制というやり方で対応しているところもあり、邑智郡医師会で以前から行われており、大田市でも本年4月から実施している。 県としてもこのように開業医の協力により勤務医師の負担軽減を図っていく事は重要であると考えており、在宅当番医制度や休日診療所の初期救急医療体制の強化を図る市町村に対して支援を実施している。また、救急病院の勤務医師の負担軽減を図るため、病院待機ローテーションの中に開業医が入ったり、開業医が実際に病院で救急業務を実施した場合にも支援している。 地元の皆様方にも地域の医療機関を守り育てるという観点でコンビニ受診の抑制などご協力頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 初期救急の強化に対する支援や、病院勤務医負担軽減のための開業医の病院業務への協力に対する支援、住民が主体となった地域を守る活動への支援を引き続き実施する。 	医療政策課
6	04県央	02地域医療対策	01医療提供体制	地域医療連携や情報伝達のコーディネートについて	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の医療環境、各サービスを利用しやすく、医療福祉情報が伝わりやすくすること。 大田市立病院が圏域の中心的役割を担うのであれば、医療相談室の拡充だけでなく、各種サービスのコーディネートが出来る体制を整えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各病院では、地域医療連携室とか医療相談室とか名前はいろいろだが、可能な限り医療に関する情報を患者の皆さんや利用者の皆さんに提供するよう努めている。 患者さんや家族の方に限らず、一般市民の方も保健・福祉・介護等が連携したサービス提供や住民とのふれあいの空間になることは地域に開かれた病院として意義あること。 県内には25か所ががんサロンがあり、半分くらいは病院内にある。サロンの役割は、情報交換するだけでなく、医療を始め、保健・福祉・介護などに関する学びの場でもあり、病院と協働し検診の普及活動に取り組むなど患者中心の医療実現も目指している。こうした運営を参考にすれば、より地域住民に開かれた病院にしていけるものと思われる。 県も病院や行政を支援する制度を考え、それぞれの地域の実情に応じた形で地域医療が展開される事を期待している。 	<p>今年度 緩和ケアネットワーク大田に委託して在宅緩和ケアの普及啓発DVDを作成中であり、今後 これをツールに医療、福祉、介護、サロン、行政等の多職種が連携した地域連携の啓発を行う。</p>	医療政策課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
7	04県央	02地域医療対策	02医療従事者	大田市立病院の外科について	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲～大田間の国道9号線は交通量は大幅に増大したが整備状況には変化がない。 ・医師不足により大田市立病院が何故あのような状況になってのか、県が把握している実情を教えてください。大田市立病院の再生について将来展望も併せて教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県は東西に長く、全ての圏域で全ての医療が出来るわけではないので、ドクターヘリがあっても、救急車の搬送は有効。医療にとって道路整備は大きな問題と考えている。 ・県西部や隠岐地域で二次医療圏ごとの必要とする医療機能が確保できない状況になっているのは事実。住民の皆様にご不便をかけながら、他圏域との連携の中でやっている状況。圏域の中で出来るところは何とかやっつけていかねばならないというのが我々の目標。 ・理由はいろいろあるが、医師は非常に厳しい勤務状況の中で頑張ってもらった。いろいろな制度改正の中で、医師は勉強し、自分の技術や知識を高めたという思いが強い。自分のそういう部分を磨くのはどうしたらよいかという希望があり、どこの大学が応えられるかということ。そういった中で、都会の一部の大きな医療機関が受け皿になっているという事であろうと思っている。 ・医師の働きやすい環境を如何に整えていくかが、一番大事だと思う。財政の差がそのまま格差にならないよう、国の方でしっかりと最低のことはして貰った上で、圏域でも皆で頑張るといこと。そういうことを国には具体的な言い方をお願いしている。 	<p>外科医をはじめ、医師の確保については、病院はもとより、市や県など関係機関が一体となり引き続き取り組んでいく。</p>	医療政策課
8	04県央	03地域保健対策	01がん検診・ワクチン	子宮頸がんワクチンについて	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチンの実施について、自分の医院ではまだ2例のみ。自己負担金が高額のためか。 ・是非公的に支援し、小学校高学年で全員実施できるよう対応策を講じて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がんやヒブなどいろんなワクチンの議論がある。昨年頃認められ、関心が高まっている。 ・しかし、高額なためお金に余裕のある人でないと受けられないという議論がある。 ・また、検診と共に行っていくという事も必要だし、中学生、小学生への教育も必要。そういうものが一体となった、どういう接種が一番良いのかという議論をまとめてやっっていく事が重要。 ・県議会でも議論されており、前向きに検討していくし、国においても議論されている事を注視し、産科医師の皆さんにもご支援頂きながら、議論を進めているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチンについては、平成22年度国補正予算でワクチン接種に係る助成制度が創設された。 ・平成23年4月以降は県内全市町村で接種事業が実施されることとなり、自己負担は無い。 ・また、ワクチン接種に加えて検診受診の重要性等についての理解を深めることも大切であり、市町村や教育関係者向けの啓発用リーフレットを作成し配布した。 	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
9	04県央	04高齢者施策	01介護保険制度	痰の吸引等の実施に向けての検討について	<ul style="list-style-type: none"> ・特養施設での介護職員等による痰の吸引等の実施に向けての検討であるが、秋以降には県からも看護師を派遣し、各施設に研修を予定していると思う。特に、介護職員に出来る行為と出来ない行為をきちんと明示してほしい。 ・介護福祉士の養成、育成と併せ、報酬で表されることも必要。障害者支援施設でも医療行為の必要な方が増えているので、総合的に検討されるべきではないかと思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、8月下旬に国が実施する研修の中で、さらに現場の実態に即した研修が行われることになっているので、介護職員の果たす役割もより具体になると思う。 ・今後のスケジュールは、8月国の研修後に県内3か所での各施設の看護師に伝達講習を実施。その後、各施設の看護師の方からさらに介護職員等へ説明頂き、10月頃に介護職員の痰の吸引等が開始出来るよう進めているところ。 ・ご意見にあった鼻腔栄養についてはこの度の介護職員に出来る行為には含まれていない。あくまで胃ろうによる経管栄養に限定。 ・施設種別や、職種を広げていくことについても国において議論されているので、今後注視していく必要がある。 ・介護報酬の件について、業務の実態に即した報酬は県でも必要と考えているが、介護報酬のアップは利用者の一部負担や保険料のアップに繋がる非常に難しい問題。現在平成24年の報酬改定に向けて既に国で議論を重ねているので、推移を見守っていこうと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護職員等による痰吸引等の実施のための法制度のあり方 ②痰吸引等の適切な実施のために必要な研修のあり方 ③試行的に行う場合の事業のあり方について検討されている。 	高齢者福祉課
10	04県央	04高齢者施策	01介護保険制度	要介護度の認定期間について	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的軽度の要介護度1、2の方は短期間での状態像の変化が予想されるため、大田圏域で定められている2年という認定期間は長いように認識している。基本的な認定期間のあり方について確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の有効期間について、介護保険制度では申請区分（新規申請、区分変更申請、更新申請）ごとに、原則の有効期間が6か月あるいは12か月と定められ、設定可能な有効期間の範囲もそれぞれの申請区分に応じて短縮の3か月から延長の24か月までが定められている。 ・最終的な有効期間は、各保険者が開催する要介護認定審査会で判定する。24か月は、申請区分が更新申請の方で、かつ前回の認定審査会で要介護と認定され、今回も要介護とされた方のみが該当する。そのうち、認定審査会で「長期間にわたり心身の状態が安定すると考えられる」と判断された方のみが有効期間24か月となる。 ・有効期間24か月と判定された方でも、心身の状態変化があれば、期間を待たずに区分の変更申請は可能。 ・平成21年度に要介護1あるいは2の方で有効期間が24か月と判定された方は、県全体で2,570人で17.1%、大田市では5人で0.4%とのことで、大田市での24か月の判定は県平均と比較すると非常に低い状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更認定に係る有効期間について、認定審査会が必要と認める場合に、3～5ヶ月の範囲で定めることが可能であったものが、3～12ヶ月の範囲に拡大。 ・更新認定における要介護から要支援、要支援から要介護に変更となった場合の有効期間について、認定審査会が必要と認める場合に3～12ヶ月の範囲で定めることができるよう拡大。 	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
11	04県央	04高齢者施策	01介護保険制度	サービス利用のあり方について	<p>・通所介護サービス利用者は、制度上、小規模多機能型サービスを同時に利用できない。そのため、通所介護の利用を中止することになるが、しばらく小規模多機能型サービス利用に慣れるまでの間は、通い慣れた通所介護サービスを同時に利用できるよう制度改正について国へ要望してほしい。</p>	<p>・介護保険制度上、小規模多機能型サービスと併用して医療系の訪問リハ・訪問看護サービスは利用できるが、通所介護、訪問介護とは併用して利用できない仕組みになっている。小規模多機能型サービスが、いわゆる在宅サービスというデイサービス、ヘルプサービス、ショートステイという機能を併せ持つサービスであることから、サービスの重複利用を避けるためルール化されている。</p> <p>・現ルール上では、サービス変更で不安を感じる方に対しては、ケアマネージャーが利用者や家族と十分に意思疎通を図った上でサービスの決定、変更をしていくと共に環境変化の対応までも視野に入れ、利用者・家族や事業者十分に説明するなどきめ細かな対応をしていく必要がある。</p> <p>・この小規模多機能型サービスは平成18年度からの新しい制度でもあり、実際にサービス提供していく際にいろいろ問題もあると思う。実施主体やサービス利用者から課題をお寄せ頂き、県として制度改正の必要性を総合的に検討させて頂いた上で、国に対しての要望を行っていきたいと考えている。</p>	回答のとおり	高齢者福祉課
12	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	障害者自立支援法における法整備の矛盾点について	<p>・就労支援事業会計基準の施行により、会計処理が非常に煩雑になっているにも関わらず、人員基準上、担当職員の配置がない。専属の会計(事務)担当職員が配置できるように措置するべきである。</p>	<p>・従来の授産事業会計から就労支援事業会計への移行により、①利用者製造製品原価管理の徹底、②自立支援事業ごとの経理区分の導入などが盛り込まれ、より綿密な会計処理が必要になった事はご指摘のとおり。</p> <p>・現状では、利用者の処遇に関わる職員については人員配置基準で定め、一方、会計処理に要する職員経費については、障がい福祉サービスの報酬の中で、包括的だがこれらの方の人員費も含んで所要額が算定されていると考えている。</p> <p>・事業所運営に必要な人員配置全てを一定基準で義務づけるとすれば、かえって各事業所の自由で柔軟な運営を阻害する事になり、現状の考え方には一定の理由があると考えている。</p> <p>・適正な工賃算出のためには、原価の把握が必要であり、目標工賃達成加算が創設された事により、一層原価管理が重要となっている。会計基準の見直しもこの趣旨によるものであり、前向きに捉えて頂くとともに、効果、メリットもあると思うので、そのような視点に立ってご対応頂きたい。</p>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
13	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	退院支援事業・高次脳機能障害者支援等の充実について	<ul style="list-style-type: none"> 退院支援事業、高次脳機能障害者支援事業、相談事業を受託している。なかなか活動に見合った財源が確保できていない状況があり、苦慮している。 退院支援事業を市町村におろすという話があるが、時期尚早であると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 退院支援事業については、まだ緒についたばかりで、取組も予算面でも充実したものでなく、国でもモデル事業を準備している状況。これからモデル事業などを展開しながら、検討していかねばならないと思っている。 高次脳機能障がいについても、丁寧に対応して頂き、感謝している。この事業も、個別対応やどこまで調整のお願いをするかについては、委託費の中での積算には盛り込んでいない。かなりご負担頂いた部分もあり、申し訳なく思う。また実態を聞かせて頂きたい。 退院支援事業を市町村におろすという話は、平成21年に改正法案が出ていたが、この法案が廃案になりこの動きはなくなった。新たな障がい者支援制度構築に向けて、現在障がい者制度改革推進会議で検討が進められており、その検討状況を注視していきたい。 	<p>障害者自立支援法の改正により、退院支援事業は平成24年度から市町村に移行することとなり、「地域相談支援」と「基本相談支援」に分かれる予定である。このうち、「地域相談支援」については個別給付化されることになっている。また、「基本相談支援」については財源措置が未定である。</p>	障がい福祉課
14	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	政策決定のメンバーについて	<ul style="list-style-type: none"> 政策決定のメンバーに当事者を入れないのか。国ではあるようだが、県ではどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在国においては、障がい者制度改革推進会議を設置し、新たな障がい者制度について検討されている。この検討会議のメンバーには多くの障がい当事者が参加しており、当事者の意見が反映された制度ができるものと期待している。（精神障がいに関しては、家族会及び当事者団体の代表者が構成員になっている。） また、県においても、今日のような圏域別公聴会や来月開催する障がい者団体との意見交換会など当事者の意見を聞く場を設けており、こうした意見を施策に反映するよう努めているところ。 	回答のとおり	障がい福祉課
15	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障害者手帳のサービスについて	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者手帳サービスで、JR・バス半額は出来ないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、精神障害者保健福祉手帳所持者へのJRや広域運行バスの運賃割引制度はない。（国の通知により、身体障害者手帳、療育手帳所持者には割引制度が設けられている。） 県では、課長名通知により、社団法人島根県旅客事業者協会に割引制度についてお願いしているところ。 なお、市町村営生活バスや市町村の依頼で運行される過疎バスについては、多くの場合精神障害者保健福祉手帳所持者にも割引制度が設けられている。 大田市では上記の制度はないが、精神障害者保健福祉手帳所持者がタクシーを利用する場合に、年間24枚を限度に500円のタクシー利用券が交付されている。 	<p>精神障害者保健福祉手帳所持者に対してもバス運賃の割引が適用されるように、社団法人島根県旅客事業者協会に対して要望を行った。</p>	障がい福祉課
16	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障害者手帳について	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者手帳にバーコード、QRコードを入れる事はできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳の様式は、精神障害者保健福祉施行規則によって規定されており、県独自で変更（改正）することは困難と考えている。 	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
17	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障がい者に生活保護世帯の多い事について	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の多くが生活保護世帯である現状をどう思うか。対策はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者は、疾患（病気）のために、離職したり就労できない状態にある方も多く、単身者の場合、年金以外の安定した収入が少ないのが現状である。 ・現状の障害基礎年金では、ぎりぎりの生活しかできないため、就労収入等他の安定的収入がない場合はどうしても生活保護を受給する方も多くなる。 ・まずは、しっかり病気を治し、仕事について収入を増やしていく事が重要と考えている。 ・なお、就労の相談については、ハローワークや障害者就業・生活センター（県下7か所）にお問い合わせ頂きたい。 	回答のとおり	障がい福祉課
18	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障がい者グループホームについて	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームに入りたくても、受け皿がなく入れない。どうしたら良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームも、地域によってあるところと、数が少ないところがある。サービスを出来るだけ身近なところで受けて貰えるよう自前で建てる時、あるいは物件を借りて改修してグループホームを行う際に、施設の整備を補助する取組を県で行っている。 	回答のとおり	障がい福祉課
19	04県央	06障がい施策	04失語症対策	失語症者への会話パートナーの養成について	<ul style="list-style-type: none"> ・失語症の方は、自分の意思を伝えられず、正しい情報を得られなかったりして社会から阻害されることが多い現状がある。言葉に関する能力に障がいが残る状態が多く、社会参加の機会が減り、孤立しがち。 ・失語症の事を良く知り、失語症の人と一緒に話し、周囲の人達との楽しく有意義なコミュニケーションを促進し、地域社会との仲立ちをし、会話の手助けをする人を、「会話パートナー」として養成する方法はないだろうか。横浜では、そういう事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・失語症については、専門的リハビリは言語聴覚士の担われるところ。生活全般について、言語聴覚士がカバーされるのはなかなか難しく、いろいろな場で生活全般にわたりサポートされる役割としてこういう「会話パートナー」のような活動もあると思っている。 ・調べたところ、横浜市や千葉県我孫子市の取組を承知している。会話パートナーの役割は、失語症の方の言いたいことを引き出し、逆に情報を分かりやすい形で伝えるということ。ボランティアとして取り組まれているとの事。このような取組は全国でもまだ僅かであり、都道府県ではない。 ・失語症は、高次脳機能障がいとかなり重なる部分もある。高次脳機能障がいは、現在の障がい者制度の谷間となっていると言われており、国の方で今後どう対応していくかが大きな論点になっている。その中で、失語症についても併せて考えていくことが出来ると考えており、我々も関心を持って検討の推移を見守っていききたい。 	回答のとおり	障がい福祉課
20	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	思いやり駐車場について	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正があり、利用範囲が拡大したが、思いやり駐車場の設置数が少ない。増設をお願いしたい。 ・また、障がい者用駐車スペースに健常者の駐車も目立つ。皆さんに良く分かるよう看板の設置、標示や路面の色分け、広報活動など、制度への理解が広がるような対策をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置者に対し、思いやり駐車場を設置して貰えるようお願いしているところ。数的にも決して十分であると思っておらず、引き続き働きかけていきたい。 ・また、利用促進のためにも一般県民の方に対しても制度の普及啓発に努めていきたいと考えている。鳥取県とは同様の制度の取組も始めており、まもなく山口県との連携も始めていく。一層利便性が高くなるよう今後とも強化して参りたい。 	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
21	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	石見銀山観光の車いすへの対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす貸し出し等のサービスの周知が充分されていない。 ・また、障がい者をサポートできる観光地となるためには、関係団体との協議の場が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー観光に関する情報発信に関しては、松江にあるNPO法人プロジェクトゆうあいの協力を得て行っている。そのホームページに石見銀山には貸出用車いすがあることも紹介されているが、更なる周知の充実に向けて何が出来るか相談したい。地元観光関係者の協力もお願いしたい。 ・より良い観光地としていくために関係者で協議することは大切であり、協力をお願いしたい。 	回答のとおり	障がい福祉課
22	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	障がい者用トイレの現状について	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者用トイレは、健常者用トイレと比べて設置箇所が少ない。 ・中には、手すりの設置位置や、入口の段差などにより使いにくいものもある。 ・今後障がい者用トイレの設置や改修等を行う場合、当事者との協議の場を持ち、意見が反映されることを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県として、個々の設置状況までは把握できていないのが実情。 ・バリアフリー新法やひとにやさしいまちづくり条例により、障がい者用トイレの設置基準が定められているので、これに沿って整備していく。 ・障害者にとって使いやすいトイレとするためには、障がい者の意見も聞きながら整備をしていく事は重要と考えており、設置者にも協力をお願いしたい。 	回答のとおり	障がい福祉課
23	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	車いすマーク等の販売について	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすマーク（国際シンボルマーク）や身体障がい者標識（四葉マーク）は量販店などで購入できるため、悪用される場合がある。 ・車両にマークを付ける場合は、許可を得るような制度を検討頂き、島根県から全国発信して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月から運用を開始した思いやり駐車場は、身体障がい者等用の駐車場を利用できる人を明らかにする事により、真に必要とする人が利用しやすくする事を目的として導入したものである。 ・利用証の発行に当たっては、身体障がい者手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証、診断書などを確認する事により、駐車場の必要性を審査している。 ・現行制度の普及啓発に努める事が重要であると考えており、これとは別の制度をつくる事は考えていない。 	回答のとおり	障がい福祉課